6. 関係者の意見等

6.1 関係地方公共団体からなる検討の場

6.1.1 実施状況

利賀ダム検証を進めるにあたり、検討主体と関係地方公共団体において相互の立場を理解しつつ、検討内容の認識を深めることを目的として、検討の場を設置し、平成28年6月5日までに検討の場を4回開催した。

検討の場の規約については、 $P6-6\sim P6-8$ に示す。また、これまでの検討の場の開催状況は、表 1.3.2 検討の場実施経緯を参照。

6.1.2 検討主体が示した内容に対する構成員の見解

(1) 第1回検討の場

平成 22 年 11 月 10 日に開催した第 1 回検討の場において、検討主体が示した内容に対する構成員の見解は以下のとおりである。

- ・庄川では、これまで度々洪水被害が発生しており、水害を身近に感じている。いかに洪 水被害を防ぐかという議論をして頂きたい。
- ・過去に開催された事業評価監視委員会や庄川水系河川整備計画策定時において、色々な 代替案を比較検討され、利賀ダムは必要とされた。こうした経過をしっかりふまえた議 論が大切である。
- ・タウンミーティングなどでいろいろな方の話を聞いてきたが、利賀ダムに反対との声は 聞こえてこない。むしろ住民からは早くやってほしいと言われている。
- ・検討にあたっては、河川整備計画の目標である 4,200m³/s で行うとのことだが、庄川では河川整備基本方針に定められた 150 年に 1 回の洪水 (6,500m³/s) にも耐えられることを目標としてこれまで整備が進められてきており、沿川住民の安全のため 150 年に 1 回という治水安全度が下がることのないようお願いしたい。
- ・砺波市の歴史は水との戦いの歴史であり、水害に対する恐怖心がある。豪雨の場合に庄川になるべく水が多く流れないようにすることが必要である。
- ・南砺市利賀村にとっては緊急医療の観点からも国道 471 号バイパスは人命を助けるため にも非常に重要である。
- ・庄川は水量の変化がありすぎる。内水面漁協からは一定量の水を常時流していただきた いとの要望もあり、環境の面からも大事だと思っている。
- ・交通の利便性が良く、企業の立地の可能性が高く、工業用水の利用価値が高いため、将 来に渡り重要なダムであると思われる。
- ・近年ゲリラ的集中豪雨が発生し、山の崩壊や流木が河川に流下し災害が発生しており、 色々な手法を検討されると思うが、最高の効果を発揮するような対策を選んでほしい。 これがダムだと思っている。

- ・水没地域の住民の苦悩や決断を見てきた。納得して頂きながら進めてきた。上流住民の 100%はダムを完成してほしいとの思いである。命の道である 471 号バイパス (工事用 道路) の建設には大きな期待がある。
- ・これまでの住民の思いを受け止めていただき、また意見を良く聞いていただき、ダム及 び工事用道路を完成させて頂きたい。
- ・庄川平野部では直線的にかつ短期間に水が押し寄せる。下流域では市街地が堤防に接しており、住民は洪水時に大変不安な思いをしてきた。水害は想定ではなく現実的な問題である。
- ・下流の堤防改修が進められているが、安全の確保については、ダムによる洪水調節が大 前提になっているため、利賀ダム建設は必要である。
- ・庄川の扇頂部での破堤を危惧している。利賀ダムは浸水被害等々の歴史を踏まえて計画 されたものであり、そのことを勘案してほしい。
- ・ダムの効果はすぐに発揮するので、それについても評価をしてほしい。
- ・射水市は庄川の最下流部に位置しており、庄川の恵みを受け発展をしてきた一方で水害による被害を受けてきた。水害に対する怖さを肌身で感じており、対策を図っていくことは重要であると思っている。
- ・150年に1回の洪水は今年、来年起こるかもしれない。行政の責務としてあらゆる対策 を図るべきである。
- ・利賀ダムの建設は総合的な検討を踏まえ決定されたものと認識しており、沿川の生命と 財産を守らなければならない行政としては、利賀ダムの建設は必要な事業と思っている。
- ・利賀ダムを見直すのであれば、洪水調整機能の代替として、十分でしっかりした手立て が必要。それが示されなければ、利賀ダム事業を推進しないと、地域の安全・安心は守 ることはできない。

(2) 第2回検討の場

平成23年3月29日に開催した第2回検討の場において、検討主体が示した内容に対する 構成員の見解は以下のとおりである。

- ・地すべり対策は、これまでも調査検討が進められてきているが、引き続き必要な調査を 十分に実施され、万全な対策を講じていただきたい。
- ・工事用道路は生活道路ともなることから、着実に進めていただきたい。
- ・代替案の検討を進める際には、庄川流域の特性である、急流河川であること、下流に多くの住民が暮らしていることなどを十分に踏まえて検討してほしい。
- ・御母衣ダム等の発電ダムを代替案として検討するに当たっては、ダム管理者の意向やクリーンエネルギーとしての水力発電の必要性についても考慮すべき。
- ・河川整備基本方針で 6,500m³/s (1/150)が定められ、これを目標に整備が進められており、このことを十分踏まえ、治水安全度の下がることのないようにお願いしたい。
- ・検討されている代替案を実際に実施する場合、新たなコストが必要であり、住民に理解 していただけるか、社会的影響が大きく本当に現実性があるのか疑問である。利賀ダム

の進捗率が約30%に達している現時点で、代替案を実施する場合、住民の理解が得られるか心配である。

- ・検討はスピード感をもってやってほしい。東北地方太平洋沖地震が起きたので、地方自 治体としては災害に対する不安感を持っている。検討に時間がかかり工事が進まないと 「何をやっているのか」という声が地元から発せられると思われる。早く方向付けを明 確にしてほしい。
- ・地元としてはダムのできるだけ早い完成を望んでいる。検討期間が長引くと H34 を予定 していたダム完成時期が遅れることにならないか心配している。
- ・幅広い代替案を検討することは必要だと理解している。しかし、明らかに効果、実現性 の無いような案について必要以上に時間をかけることは疑問である。東北地方太平洋沖 地震を目の当たりにして時間だけが過ぎるのは住民に理解が得られないと思われる。効 率的に検討を進めて早く結果を出して、ダム完成までの期間を短縮することが大事だと 思っている。
- ・流域を中心とした対策については、抜本的な代替案とは成り得ないと感じている。
- ・東北地方太平洋沖地震で電力供給が問題なっている中、代替案として御母衣ダムの活用 は発電エネルギーの確保という観点での影響が懸念される。
- ・河道改修においては、掘削土砂の処理や土地の確保が心配。
- ・今回の東北地方太平洋沖地震による津波で河川堤防が大きな被害を受けたように洪水に 対しても弱いと思われる。ダムは確実に水を止める施設であり、利賀ダムの早期完成が 重要と考えている。

(3) 第3回検討の場

平成28年3月29日に開催した第3回検討の場において、検討主体が示した内容に対する構成員の見解は以下のとおりである。

〔富山県〕石井知事

- ・利賀ダムは、庄川水系河川整備基本方針で150年に一度発生する洪水に対応できる治水 安全度を確保するということで計画されており、沿川住民の安全のために治水安全度が 下がることがないようにお願いしたい。
- ・河川整備計画レベルの安全度は30~40年に一度発生する規模で、利賀ダムは150年に 一度発生する規模に対応できる規模での計画であることから、代替案との比較において、 仮に評価がコストも含めて同等になった場合には、安全度の観点で利賀ダムのほうが有 利になるものと思っている。
- ・これまでの工事進捗も約4割となっており、沿川自治体の意見も十分に踏まえて、速やかに進めていただきたい。
- ・利賀ダムは 150 年の一度の降雨にも対応できる施設計画であり、30 年、40 年の代替案 と比較して、利賀ダムが仮に少しコストがかかるからといって、やはり代替案が良いと されるのは困る。その点は公平に見ていただきたい。最近は異常気象で集中豪雨が多く

発生している。国土交通省では 1,000 年に一度の降雨に対し、避難等を含めて議論されていることからも、その点はすごく大事な点だと思っている。

〔高岡市〕高橋市長

- ・昔からはん濫原ということで、水との戦いをしてきており、その都度いろいろな対応を していただいている。今回の説明をお聞きし、治水対策として本当にいろいろな方策が あると改めて感じた。昨今の気象状況などをみると、抜本的、恒久的な対策を講じるこ とが必要であると思っている。
- ・抜本的に地域住民が安心できるような方策をしっかり検討いただき、対応していただく ことが肝要であり、そのためにも次のステップへ早く進んでいただきたい。

〔砺波市〕夏野市長

- ・平成 26 年 7 月 20 日に、砺波市でも時間 120 ミリの降雨があった。最近は時間 100 ミリを超える降雨が発生するため、その対策として、少しでもいろいろな対策を講じることが大切である。
- ・庄川にはたくさんのダムがあるが、基本的には発電のダムである。容量の買い取りの話もあるが、現実的には、発電の状況が非常に厳しい中で、可能性としては非常に低いのではないかと思う。本川で治水機能の確保が限定される中、支川で治水機能を確保するということをもっとアピールすべきである。
- ・工業用水が暫定水利権となっていることは正常な形ではないため、恒久にするということも忘れてはいけない視点だと思っている。

〔小矢部市〕桜井市長

・小矢部川流域において、平成 20 年に大変な集中豪雨が発生し、もう少しのところではん 濫するといったところであった。そのようなことを考えると、早期の利賀ダムの完成を 望んでおり、できるだけ早く次の段階に進んでいただけるように切望している。

〔南砺市〕田中市長

- ・ダムの所在市町村長としては、検討されている以外にも利賀ダムの効果があると感じている。下流域の安全を守る治水、流量の維持とか利水も大事であるが、ダムというものが景観やさまざまな観光的な道路ルートに大きな成果、効果をもたらすものと期待している。
- ・総合的にゼロベースで検討されたことは非常に意味のあることである。
- ・利賀ダムに期待するところが大きいため、スピード感を持って、ぜひ取り組んでいただきたい。
- ・庄川の澪筋を見た時に、急流河川が大変な川であると感じた。今後、我々も勉強させていただき、住民の皆さんにもお知らせしていきたい。

〔射水市〕夏野市長

- ・河口部で河道掘削をしても、時間が経てば堆積していくと思われ、抜本的な解決にならないのではないかと感じており、沿川住民の方々にとっては、不安を拭い去ることができないと思われる。
- ・和田川下流放水路案も示されているが、このルート沿線や河口は住宅密集地である。また、河口部では漁業が盛んに行われていることから大変な影響が想定されるため、周辺環境、地域に対しての経済効果なども加味して判断いただきたい。
- ・平成16 年洪水時には避難勧告が出され、多くの住民が不安な夜を過ごしたり、昭和9年 洪水でも大きな被害を受けていることから、水害対策に関して、地域住民の意識が非常 に高い地域である。また洪水に対する安全性が早く確保されることを強く願っている。
- ・今後の検証について、しっかり進めていただきながら、できるだけ早く判断していただければと思っている。

(4) 第4回検討の場

平成28年6月5日に開催した第4回検討の場において、検討主体が示した内容に対する 構成員の見解は検討の場終了後に記載。

利賀ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場規約

(名称)

第1条 本会は「利賀ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場」(以下「検討の場という。」と称する。

(目的)

第2条 検討の場は、検討主体による利賀ダム建設事業の検証に係る検討を進めるに当たり、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」(以下、「細目」という。)に基づき、検討主体と関係地方公共団体において相互の立場を理解しつつ、検討内容の認識を深めることを目的とする。

(検討主体)

第3条 検討主体とは、国土交通省北陸地方整備局をいう。検討主体は、細目に基づき、利賀 ダム建設事業の検証に係る検討を行うものであり、検討の場の設置・運営、検討資料の作 成、 情報公開、主要な段階でのパブリックコメントの実施、学識経験を有する者、関係 住民、関 係地方公共団体の長・関係利水者からの意見聴取等を行い、対応方針の原案を 作成する。

(検討の場)

- 第4条 検討の場は、別紙-1で構成される。
- 2 必要に応じ、検討の場の構成は変更することができる。
- 3 検討の場の構成員は、検討の場において検討主体が示した検証に係る検討内容に対する見解を述べる。
- 4 検討の場の構成員は、検討の場の開催を検討主体に要請することができる。

(情報公開)

- 第5条 検討の場は、原則として公開で開催する。
- 2 検討の場に提出した資料等については、会議終了後に公開するものとする。 ただし、稀少野生動植物種の生息場所等を示す資料など、公開することが適切でない資料等 については、検討の場の構成員の過半数以上の了解を得て非公開とすることができる。
- 3 検討の場における議事要旨については、検討の場終了後速やかに作成し、北陸地方整備局 ホームページに公開するものとする。

(事務局)

- 第6条 検討の場の事務局は、国土交通省北陸地方整備局に置く。
- 2 事務局は、検討の場の運営に関して必要な事務を処理する。

(規約の改正)

第7条 この規約を改正する必要があると認められるときは、検討の場で協議する。

(その他)

第8条 この規約に定めるもののほか、検討の場の運営に関し必要な事項は、検討の場に諮って定める。

(附則)

この規約は、平成22年11月10日から施行する。

「利賀ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場」の構成

【構成員】

富山県知事

高岡市長

砺波市長

小矢部市長

南砺市長

射水市長

【検討主体】

北陸地方整備局長

(注) 代理出席を認めるものとする。

6.2 パブリックコメント

利賀ダム建設事業の検証において、検討の参考とするため、主要な段階でパブリックコメントを行った。意見募集の概要及び意見募集結果は以下のとおり。

6.2.1 意見募集の概要

(1) 意見募集対象

- 1) 提示した複数の対策案(治水対策案、新規利水対策案、流水の正常な機能の維持対策 案)以外の具体的対策案の提案
- 2) 複数の対策案 (治水対策案、新規利水対策案、流水の正常な機能の維持対策案) に係る概略評価及び抽出に対する意見

(2) 意見募集期間

平成 28 年 3 月 30 日 (水) ~平成 28 年 4 月 28 日 (木) (30 日間)

(3) 意見の提出方法

郵送、FAX、電子メール、回収箱への投函のいずれかの方法

6.2.2 意見募集結果の概要

(1) 意見提出者: 2名(個人2名)

(2) 意見概要

- 1) 提示した目的別の対策案以外の具体的対策案の提案
 - ・意見なし。
- 2) 目的別の対策案に係る概略評価及び抽出に対する意見
 - ・意見なし。

表 6.2.1 寄せられた意見と検討主体の考え方

分類番号	御意見を踏まえた論点 (下段は、論点に対応する御意見の例)	検討主体の考え方
1)提示した治水対策案以外の具体的対策案の提案		
【該当なし】		
2) 複数の治水対策案に係る概略評価及び抽出に関する意見		
【該当なし】		
3)提示した新規利水対策案以外の具体的対策案の提案		
【該当なし】		
4)複数の新規利水対策案に係る概略評価及び抽出に関する意見		
【該当なし】		
5)提示した流水の正常な機能の維持対策案以外の具体的対策案の提案		
【該当なし】		
6) 複数の流水の正常な機能の維持対策案に係る概略評価及び抽出に関する意見		
【該当なし】		
7) その他の意見		
	【利賀ダム建設事業への賛否に関す	
	る御意見について】	
	・流域の大きい庄川本川の治水対策	・今回の利賀ダムの検証は、「ダム事
	にキャッチエリアの小さい利賀ダムは	業の検証に係る検討に関する再評価
	どれくらい効果あるのか。効果は少な	実施要領細目」の基本的な考え方に
	い。本当に、本当に利賀ダムは必要な	基づき、河川整備計画において想定し
	のか。利賀へ通じる道路を建設し、中	ている目標と同程度の目標を達成す
	止するべきである。	ることを基本として、ダムを含む案とダ
		ムを含まない複数の対策案を予断を
	・利賀ダムは、下流域の水害に対応す	持たず立案・評価し、対応方針(案)を
	るもので、全国屈指の急流河川の強	決定することとしております。
	大なエネルギーを削ぎ、流域住民の安	
1 1	全、安心への効果は最も高く、近年	
	は、異常気象が頻発し過去に例を見	
	ない大水害が起きており、早期建設を	
	強く望むものであります	
	また、ダムづくりは地域づくりすべては	
	地域のために、の行動理念であることから、私どもダム建設地の住民は利賀	
	地域の発展の基盤であります利賀ダ	
	心域の発展の基盤でありまり利買する建設に対し、水没家屋の移転、用地	
	五建設に対し、小及家屋の移転、用地 買収をはじめ総ての面において地元	
	住民が一体となり積極的に強力してき	
	たところでありますので、早期に利賀	
	ダム建設という検証の結果を出して頂	
	き、建設促進を強く望むものでありま	
	す	

6.3 意見聴取

「利賀ダム建設事業の検証に係る検討報告書(素案)」を作成した段階で学識経験者を有する 者等及び関係住民からの意見聴取を実施し、その結果等について記述する予定。

また、これらを踏まえて「利賀ダム建設事業の検証に係る検討報告書(原案)案」を作成し、関係地方公共団体の長からの意見聴取を実施し、その結果等について記述する予定。

6.3.1 学識経験を有する者からの意見聴取

学識経験を有する者等からの意見聴取を実施し、その結果等について記述する予定。

6.3.2 関係住民からの意見聴取

関係住民からの意見聴取を実施し、その結果等について記述する予定。

6.3.3 関係利水者からの意見聴取

関係利水者からの意見聴取を実施し、その結果等について記述する予定。

6.3.4 関係地方公共団体の長からの意見聴取

関係地方公共団体の長からの意見聴取を実施し、その結果等について記述する予定。

6.3.5 事業評価監視委員会からの意見聴取

事業評価監視委員会からの意見聴取を実施し、その結果等について記述する予定。